

◆さんぽく会館使用料

施設	区分		
	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
集会室	2,200 円	2,200 円	2,200 円
和室 1	350 円	350 円	350 円
和室 2	350 円	350 円	350 円
会議室 1	350 円	350 円	350 円
会議室 2	350 円	350 円	350 円
談話室 1	100 円	100 円	100 円
談話室 2	100 円	100 円	100 円
調理実習室	600 円	600 円	600 円

備 考

- 1 利用時間区分を継続して使用するときの使用料の額は、各利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間には、利用の準備及び回復に要する時間を含むものとし、利用した時間がこの表に定める利用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 3 市外の者が利用する場合は、使用料の額の 2 倍に相当する額とする。
- 4 冷暖房設備を利用したときは、1 室 1 時間につき 150 円を徴収する。この場合において、冷暖房設備の利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。
- 5 附属設備及び備品に係る使用料については、実費等を勘案して教育委員会が別に定める。